

判例を用いたバラバラ殺人事件の分類の試み

小 俣 謙 二

問題

バラバラ殺人事件(mutilation murder)は、犯罪の中でも残虐さの度合いの非常に強い犯罪といえる(龍田, 1995)。そのため、一旦事件が発覚すると、その凶悪性、人間の尊厳への冒瀆、猟奇性から社会的な関心を引きやすい(作田, 2007)。では、バラバラ殺人とはどのような行為を指すのか。通常、法的にはバラバラ殺人は「死体損壊罪」に含まれ、ここでいう損壊行為とは「死体などを物理的に損傷・破壊することをいい、死体の単なる凌辱(屍姦)は含まれない」(川端, 2007)とされる。他方、犯罪心理学の分野では、「他殺体の発見時に、その身体に何らかの切断行為が加えられることを指す(渡邊と田村, 1999)。ただし、指などの身体のほんの一部を切断したものを除くという定義もある(作田, 2007)。欧米の研究では「個人の四肢あるいは他の重要な身体部位を切り離す(deprive)、あるいは、臓器を取り去る、あるいは激しい損傷を与えること。それは手足切断(dismembering)を含む」(Häkkinen-Nyholm, H., Weizmann-Henelius, G., Salenius, S., Lindberg, N., & Repo-Tiihonen, E., 2009)と定義される。本研究ではこのHäkkinen-Nyholm et al. (2009)に倣って定義することとする。

バラバラ殺人事件は、このように定義されるが、発生件数そのものは殺人事件の中では少数である。上記のHäkkinen-Nyholm et al. (2009)はフィンランドでは1995-2004年の10年間でバラバラ殺人は13件であったと報告している。同様に、Rajs, J., Lundström, M., Broberg, M., Lidberg, L., & Lindquist, O. (1997)は1961-1990年の30年間で22件であったと報告している。このように発生

件数に限界があるため、バラバラ殺人の研究は一定数、なされているにもかかわらず、その多くは裁判心理学や法医学分野での事例研究的なものとなっている(Sugiyama, S., Tatsumi, S., Noda, H., Yamaguchi, M., Furutani, A., Izumi, M., Wakatsuki, R., & Yoshimura, M., 1995; Türk, E. E., Püschel, K., & Tsokos, M., 2004; Nunzio, D. N., Fulvio, C., Michele, V., & Cosimo, D. N., 2006; Bénézech, M., & Chapenoire, S., 2008; Dogan, K., H., Demirci, S., Deinz, I., & Erkol, Z., 2010)。ほかにもprofiling関連での関心からなされたものや(e.g., Ressler, K., Burges, A. W., Hartman, C. R., Douglas, J. E., & McCormack, A., 1986), 連続殺人の類型化の視点からの研究(Canter, D. V. & Wentink, N., 2004)なども欧米を中心に研究が行われている。

バラバラ殺人の発生件数は殺人事件よりもはるかに少ないことが指摘されているが、近年、その発生件数は増加傾向にあることも指摘されている(Rajs, et al., 1997; Häkkinen-Nyholm et al. 2009; Sea, J., & Beaugard, E., 2016)。わが国の渡邊と田村(1999)は1987-1996年の10年間で51件のバラバラ殺人の発生を報告し、欧米よりもはるかに多い発生件数であることを明らかにすると同時に、1947年以降のバラバラ殺人事件発生件数の分析から、バラバラ殺人事件が我が国においても増加傾向にあることを指摘した。筆者も、渡邊と田村の指摘したわが国でのバラバラ殺人の多発傾向と、それが1997年以降も継続されているかを、新聞発表を用いて検討した。その結果、1995-2014年の20年間で126件のバラバラ殺人が認められ、渡邊と田村の指摘がその後も継続してい

ることが明らかとなった。

こうした近年のバラバラ殺人事件の増加のためか、一定数のサンプル数に基づいて、統計的手法を用いた分析は、近年、内外で見ることができるようになった。たとえば、西欧ではPüschel, K., & Koops, E. (1987), あるいはRajis et al. (1997), Konopka, T., Strona, M., Bolechala, F., & Kunz, J. (2007), 先述のHäkkanen-Nyholm et al. (2009)などがあり、さらにSea, et al. (2016)も韓国のバラバラ殺人の特徴を検討している。

上に述べたバラバラ殺人の先行研究では犯行の分類がなされ、それらのタイプの特徴や加害者像などが検討されている。なかでも、Rajs, et al. (1997)による類型化の試みが知られている。Rajs et al. はバラバラ殺人を4つのタイプに分類している。すなわち、タイプIとして防衛的タイプdefensive mutilationが挙げられ、これは身体を処分すること、あるいは身体の特定を困難にすることが主たる動機とされる。そして、最も一般的なタイプとされる。タイプIIとして攻撃的タイプaggressive mutilationが挙げられ、これは激怒や暴行に起因し、解体個所には顔や性的部位が含まれることがあるとされる。ただし、死体を隠したり、被害者の特定を妨害するという意図は含まれないとされる。Rajs, et al. (1997)はこのタイプIIも一般的と述べている。そして、タイプIIIとして侮辱的・攻撃的タイプoffensive mutilationがある。これは快楽殺人lust (necrophilic) murders (IIIa)と死体サディズム的殺人necrosadistic murders (IIIb)の二つのサブタイプがある。IIIaでは、屍姦衝動や死体を用いた性的行為、あるいは解体前後の死体を用いた行為がみられ、IIIbでは、苦痛を与えたり、傷つけたり、殺害している間に性的サディズム的欲求を覚えたり、性行為をする。そしてタイプIVとして屍姦的解体タイプnecromanic mutilationが挙げられる。このタイプでは通常の屍姦願望がみられ、ある身体部位をトロフィーやフェティシズムの対象として使用するという特徴を持つとされる。

Rajs et al. (1997)は、スウェーデンで1961-1990年の30年間で得られた22件のバラバラ殺人事件を検討し、10件がタイプI、4件がタイプII、7件がタイプIII、1件がタイプIVに分類できることを示した。なお、タイプIIIaは4件、タイプIIIbは2件、1件が両下位タイプとされた。Häkkanen-Nyholm et al. (2009)も、フィンランドの13事件を分類し、8件がタイプI (防衛的)、2件がタイプIII (侮辱的・攻撃的)に分類され、残り3件が精神医学的タイプに分類できると報告している。一方、渡邊(2004)は、渡邊と田村(1999)のデータを紹介し、わが国のバラバラ殺人事件の9割以上が「証拠隠滅」と「運搬の容易化」をその動機とすることを指摘し、欧米の所見との違いを指摘している。同じくSea, et al. (2016)は1995-2011年の16年間に韓国で発生した65件のバラバラ殺人事件を分類し、72.3%がタイプI (防衛的)であり、Rajs et al. (1997)よりも有意に高い比率を占めること、逆に、タイプIII (侮辱的・攻撃的)は3%のみで、有意に低い比率であることを明らかにした。このように、渡邊(2004)やSea et al. (2016)は欧米とアジアのバラバラ殺人の特徴の違いを指摘している。しかし、同じヨーロッパでもポーランドの研究では、73.9%がタイプIであり、日本や韓国に近いことを報告しており(Konopka, et al., 2007)、これを考慮すると、安易に文化差を強調することには疑問も残る。

バラバラ殺人の心理や発生要因の研究はこのように、まだ未解明な点が多い。バラバラ殺人の発生要因を明らかにするためには、殺害方法や解体方法、あるいは被害者加害者関係など、多変量的な検討が必要であるが、近年増えてきた研究でも、まだ十分ではない。こうした状況にあるバラバラ殺人の理解に、有効な情報を提供するものに、バラバラ殺人の分類と、それぞれのタイプの特徴の解明がある。バラバラ殺人の分類と加害者属性や通常の暴力行為、性的暴力行為、あるいは加害者-被害者関係などの特徴の解明は、この種の殺人事件の発生要因の解明に大きく貢献するものと期待されるが、先行研究で行われてきた分類は経験

的なものであり、必ずしも統計的な裏づけはない。わが国でも渡邊と田村(2000)が被害者の年代別に犯行形態を分析し、加害者像に結びつける研究を行っているが、Rajs et al. (1997)のような分類は行われていない。本研究はこうした背景を受け、公表されている判例情報をもとに、まず、バラバラ殺人の被害者に対する加害者の行動に注目して、多変量解析の手法(Cluster分析)を用いて分類を試みることにした。

判例を利用する理由は次の理由による。まず、バラバラ殺人事件の詳細なデータは警察関係者以外では入手困難であるという方法論的な限界がある。その解決策のひとつとして新聞記事を分析対象とする方法がある(例えば越智・木戸, 2010; 喜入, 久保田, 新岡, 越智, 2017)。しかしこれには以下の問題点もある。まず、新聞記事は警察発表に依拠することが多いため、警察が「捜査の関係上秘匿する」情報が抜ける可能性がある。また、被害者のプライバシーなどの面から発表・報道されない情報(とくに性的な内容)がある(実際、今回の分析中にもそのような事例がいくつか認められた)。新聞記事を用いる方法にはこうした限界があるのに対して、「確定判決」を用いることには次のような利点がある。確かに、全ての判決文の閲覧は困難であるが、一部については「判例集」や「判例データ」により書籍やネットから入手可能である。いうまでもなく、判例は提供主体によって選択されたものであるため、その選択基準については留意する必要がある。また、時代による事件の量的推移などを検討することは妥当ではない。このような限界はあるものの、確定判決には事件の発生状況、その背景など、詳しい情報が含まれていることに加えて、判決に至る過程では事実の検証も経ているという利点がある。その意味では新聞記事よりも偏りや制約が少ないという意味で正確であるといえよう。このような理由から、本研究では確定判決を分析対象とすることとした。

方法

①分析に用いた判例：判例の収集方法は、基本的に、判例データのうち判例数が多いLEX/DB収録判例(TKC法律データベース)より、「死体損壊」をキーワードに、1970年以降、2016年までの事件を検索した。これに、Westlaw Japanでも同様のキーワードで検索をし、LEX/DBインターネットに記載されていない判例を加えた。裁判レベルは第一審のものとしたが、一部、高裁・最高裁で死体損壊が認められたものも加えた。これらの判例内容をもとに、必要な情報(年齢など)が不詳の場合には新聞記事等で確認した。「死体損壊」では、殺害後または殺害時に「焼却」した事件も含まれるため、バラバラ殺人という性格から、損壊事件でも「焼却のみ」の事件は除いた。また、日本人加害者(ただし、日本で育った在日韓国人1名を含む)による事件であるものとした。その結果、39例(加害者数)が得られた。

なお、今回は、加害者ごとにデータを纏めたため、複数の被害者や複数回、バラバラ殺人を行った場合には、該当する全ての被害者や殺害方法、解体方法を記録した。たとえば、1回目の事件での被害者が男性で、2回目の事件では女性であった場合、男性被害者と女性被害者の双方にチェックをした。同様に、1回目「頭部を切断」、2回目では「四肢切断」と解体方法が変わった場合には、双方の解体方法にチェックを入れた。

②今回Cluster分析に用いた加害者の行為：データとして取り上げた測度・変数は以下の行動等であった。まず、殺害方法・殺害に至るまでの被害者に対する加害者の暴力的・犯罪的行動として「(絞殺などの)窒息」、「縛る」、「(薬物などを用いて眠らせるなどして)抵抗抑止」、「(監禁などで)他者との交流制約」、「(殴る、切りつける、刺すなど)身体的暴行」、「(武器などによる)脅し」、「器物損壊」、「(強盗・恐喝)金銭強奪」、「誘拐」、「(強姦・強制わいせつなどの)性的暴行」、「(痴漢、公然わいせつなどの量刑の)軽微な性犯罪」である。これら11に分類した行為について、その有無を0(なし)、1(あり)で記録し

たものを変数とした。これらの行為は、殺害行為として行われた場合だけでなく、殺害のための手段ではないが、被害者との関係において行われた場合も含んでいる。その意味で、加害者の暴力的・犯罪的行為全てを含んでいる。

さらに、Cluster分析には解体時の行為も変数に加えた。解体時に、あるいは解体方法として行われた行為を「切断」、「粉碎、内臓摘出などの」猟奇的行為、「性的部位の切除・損壊」、「焼却」、「屍姦・性的行為」に分類し、その有無を記録した。例えば、四肢を切断し、焼却した場合には、「切断」と「焼却」を記録した。また、切断によって身体が細かい部位に解体された場合や内臓の摘出などの猟奇性をうかがわせる行為であった場合には「切断」と「猟奇的行為」を、これも0, 1で記録した。

このほかに、殺害動機を「激情」、「性」、「男女関係トラブル」、「金銭トラブル」、「(加害者がほかにおこなった犯罪行為など、加害者に不利な情報を)隠蔽」、「(被害者に対する)支配欲求」、「その他」に分類し、該当するか否かを0, 1で記録した。

③分析対象とした加害者属性など：職業(常勤かそれ以外)、共犯の有無、前科の有無、被害者加害者間の面識の有無、犯行に関与したと判断された人格障害や精神病の有無を記録した。

④分類方法：上記②の行動の有無を上記述べたように0, 1でスコア化し、Cluster分析にかけた。分析方法はward法を用いた。統計ソフトはSPSS Statistics, ver. 22を用いた。

分類後、タイプごとに殺害方法・殺害に至るまでの暴力的・犯罪的行為、解体方法、加害者属性などについて特徴の有無を、タイプ間で比較し、検討した。

結果

分類の前に、加害者や被害者に関する全サンプルの傾向を述べる。

加害者について、男性が該当するケース(男性が複数の場合も含む)は92.3%であった。一方、

被害者については女性が該当したケース(女性が複数の場合も含む)は64.1%であった。加害者(主犯)の職業は56.4%が「無職ないしは非常勤」であり、「常勤」(自営を含む)は43.6%であった。加害者-被害者関係では、家族・親戚・同居・交際相手・友人・知人からなる「顔見知り」は74.4%のケースが該当した。

殺害動機については、「激情」に該当したのが23.1%、「性」に該当したのが2.6%、「男女間トラブル」に該当したのが15.4%、「金銭トラブル」に該当したのが12.8%であった。また、「金銭奪取」に該当したのが7.7%、「隠蔽」に該当したのが20.5%、「支配欲求」に該当したのが2.6%、「その他」が23.1%であった。

Cluster分析の結果を図1に示した。

まず、大きく2つのタイプ、タイプI(N=24)とタイプII(N=15)に分類してみた。この2タイプについて特徴を把握するために、殺害方法・殺害までの暴力的行為、解体方法、殺害動機、不適応の有無を、カイ自乗検定を用いて比較した。

まず、殺害に至るまでの暴力的・犯罪的行為をみると、4種類の行為で、二つのタイプの発生率に有意差が見られた。すなわち、図2に示したように、タイプIIでは、33.3%の加害者が「縛り」行為をおこなったが、タイプIでは0%であった($\chi^2_{(1)}=9.176, p=.005$)。また、「他者との交流制約」もタイプIIでは33.3%の加害者でみられたが、タイプIでは0%であった($\chi^2_{(1)}=9.176, p=.005$)。さらに、タイプIIでは、33.3%の加害者が「脅し」行為をおこなったが、タイプIでは0%であった($\chi^2_{(1)}=9.176, p=.005$)。そして、図3に示したように、「性的暴行」がタイプIIの加害者では46.7%がみられたが、タイプIでは4.2%であった($\chi^2_{(1)}=10.226, p=.003$)。このように、タイプIIのほうがタイプIよりも、多様な暴力的・犯罪的行為をおこなっていた。

殺害動機ではあまり差がなく、唯一、「(加害者に不利な情報などを)隠蔽」するために殺害した加害者の比率がタイプIIのほうがタイプIよりも有意に高かった(タイプIで8.3%、タイプIIでは

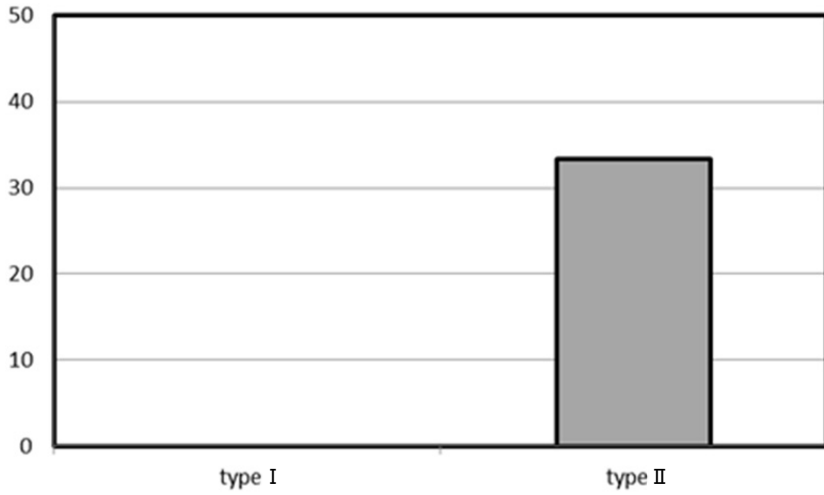


図2：殺害方法・殺害に至るまでに「縛る」行為が認められたケースの比率の比較

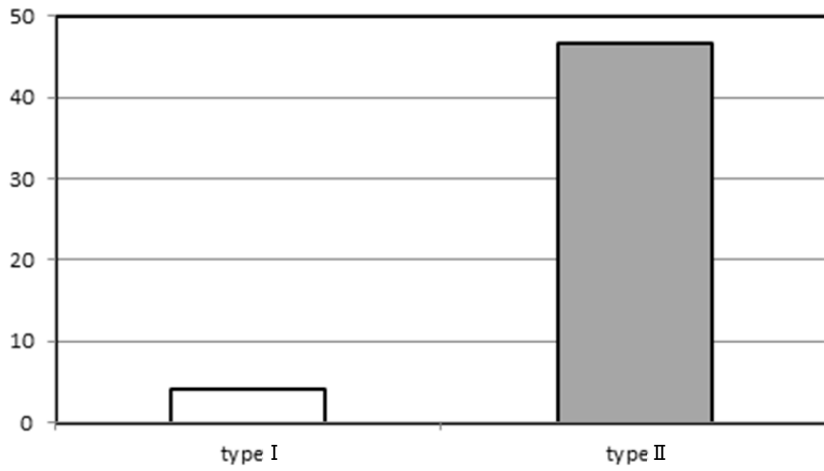


図3：殺害方法・殺害に至るまでに「強姦・強制猥褻」が認められたケースの比率の比較

40.0%。 $\chi^2_{(1)}=5.677$, $p=.025$)。すなわち、タイプⅡでは、何らかの犯罪的行為や加害者に関する情報を隠すために殺害したケースが40%を占めていた。

次に、解体方法などの解体時の行為を比較してみると、3種類の行為で有意な差が認められた。すなわち、粉碎、内臓摘出などの「猟奇的行為」

はタイプⅠでは16.7%で認められたが、タイプⅡではその行為が80%もの高い比率で認められた(図4, $\chi^2_{(1)}=15.303$, $p<.001$)。また、図5に示したように、「性的部位の切除・損壊」もタイプⅡでより多くのケースで認められた(タイプⅠでは0%であるが、タイプⅡでは33.3%であった($\chi^2_{(1)}=9.176$, $p=.005$))。さらに、図6に明らか

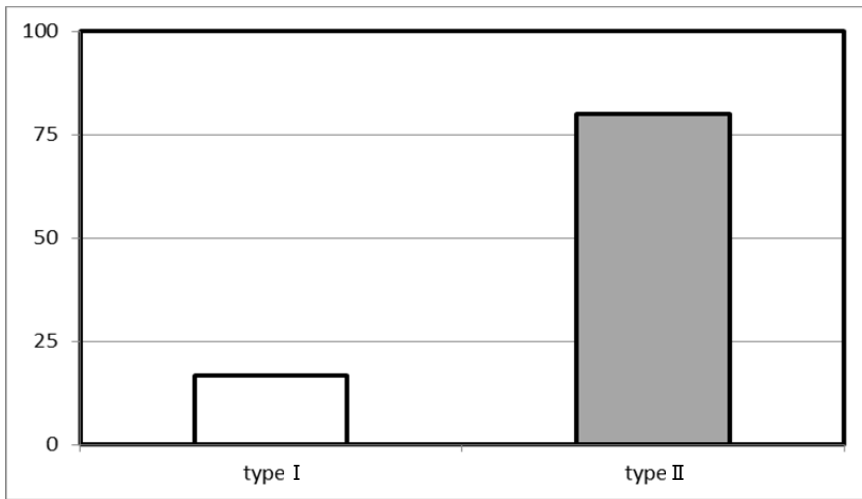


図4：解体時に「猟奇的行為」が認められたケースの比率の比較

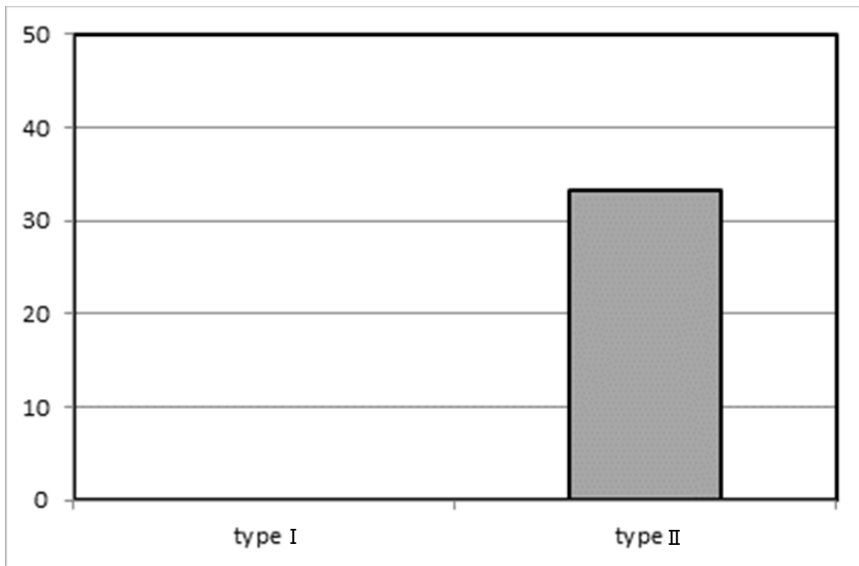


図5：解体時に「性的部位の切除・損壊」が認められたケースの比率の比較

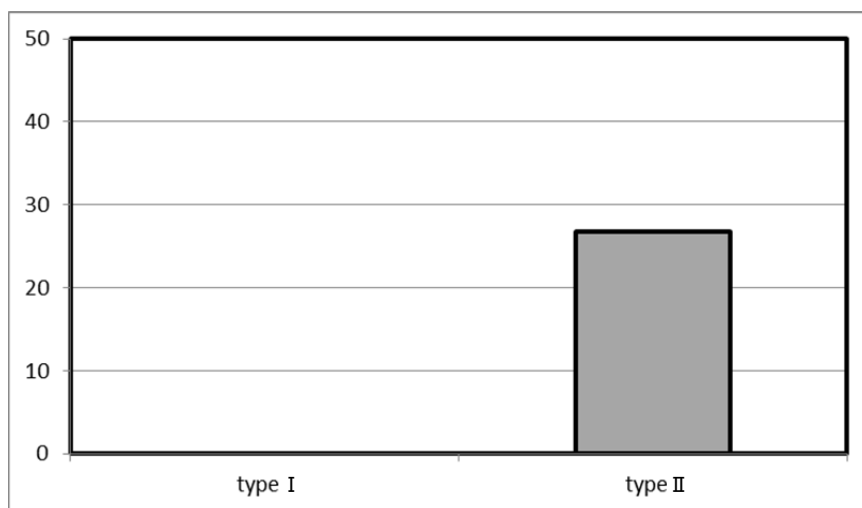


図6：解体時に「屍姦・性的行為」が認められたケースの比率の比較

なように、「屍姦・性的行為」もタイプⅡで有意に高い比率であった（タイプⅠでは0%であるが、タイプⅡでは26.7%であった。 $\chi^2_{(1)}=7.131$, $p=.017$ ）。性的部位の切断・損壊や遺体による性的行為の実施のように、タイプⅡは性的要素が含まれていることが窺える。同時に、猟奇的行為が行われたケースが多いことは、タイプⅡの異常性を窺わせる。とはいえ、暴力性を示す「身体的暴力」は両タイプとも半数前後が該当していた。

以上、2タイプについて、それぞれ行動的な特徴を挙げたが、加害者の個人属性では大きな違いはなかった。しかし、「加害者-被害者関係」で有意な差が認められた。すなわち、タイプⅠでは91.7%のケースで、被害者との関係は「家族・友人・知人・交際相手」であったが、タイプⅡではその比率は46.7%と低かった（ $\chi^2_{(1)}=9.804$, $p=.003$ ）。

このように、本研究で検討した39事例は二つのタイプに大別できるが、図1に示されているように、この二つはさらに5つに細分化できるかもしれない。5タイプに分けるとサンプルサイズが小さくなるタイプもあり、統計的な検証は困難であるが、それぞれの下位タイプについて、特徴を述べる。

タイプⅠの下位タイプであるタイプA（N=8）とタイプB（N=8）を比較すると、大きな差はない。ただし、殺害方法・殺害に至るまでの暴力的・犯罪的行為のうち「身体的暴行」と「窒息」に差が認められた。すなわち、タイプAでは「身体的暴行」がみられたケースは0%であるのに対して、タイプBではその比率は68.8%であった。一方、「窒息」はタイプAのほうで多くみられた（タイプAで87.5%、タイプBでは43.8%）。このように、タイプAは絞殺など、殺害方法に「窒息」を用いるが、暴力性は高くない。一方タイプBでは、殺害方法やそれまでの過程で暴力的であることが多いという、暴力の使い方に差があった。

一方、タイプⅡの下位タイプであるタイプC（N=7）、D（N=3）、E（N=5）には明確な違いがあった。まず、殺害方法・殺害に至るまでの暴力的・犯罪的行為と解体時の行為についてみたのが図7と8である。図7、8をみると、タイプCは、殺害方法・殺害に至るまでの暴力的・犯罪的行為では「脅し」や「交流制約」そして「身体的暴行」が多いが、「軽微な性犯罪」にみるように、性犯罪の比率は低い。しかもこのタイプでは、解体の際に「猟奇的行為」が多く現れていた。

タイプDは、「身体的暴行」はあまりないが、殺

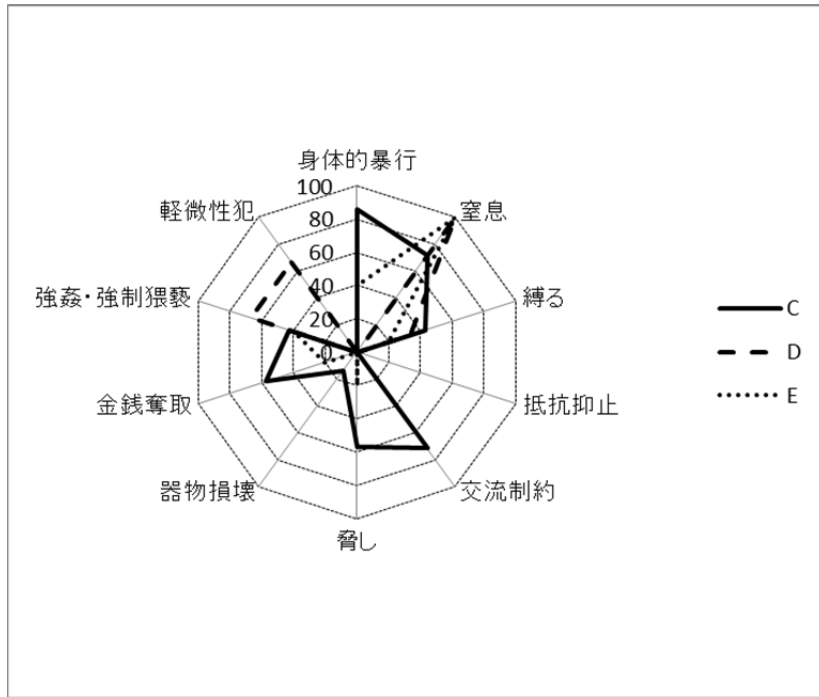


図7：タイプⅡの3つの下位タイプの，殺害方法・殺害に至るまでの暴力的・犯罪的行為の比較

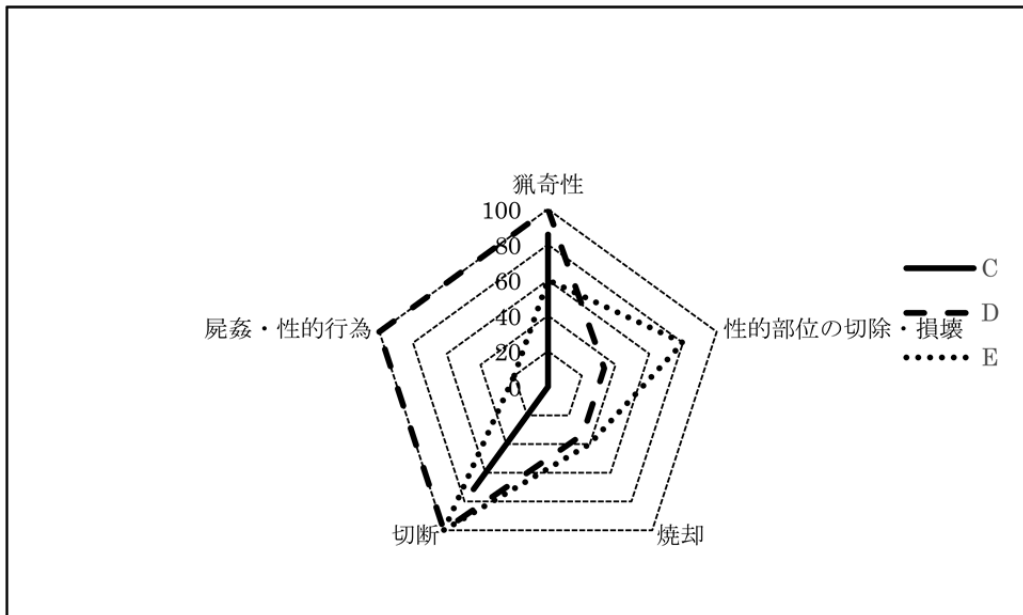


図8：タイプⅡの3つの下位タイプの，解体時の行為の比較

害方法・殺害に至るまでの暴力的・犯罪的行為で「強姦・強制猥褻」や「軽微な性犯罪」の比率が他の2タイプより高い。しかもこのタイプは解体時に「猟奇的行為」を全ケースが行い、かつ「屍姦・性的行為」も全ケースで認められた。

一方、タイプEは、殺害方法・殺害に至るまでの暴力的・犯罪的行為で、「窒息」以外はとくに高い比率で認められる行為はない。そして、「窒息」も他の2タイプより特に高いというものではない。しかし、解体時の行為をみると「性的部位の切除・損壊」が80%のケースで認められた。

討論

本研究では、従来のバラバラ殺人の分類研究では、必ずしも統計的、数量的裏づけがないことに着目し、入手可能な判例データを利用し、そこで示された加害者情報、被害者に対する殺害に至る過程での暴力的・犯罪的行為、あるいは殺害方法、そして解体時の行動（解体方法など）を用いて、Cluster分析（ward法）によってこの犯罪の分類を試みた。

その結果、バラバラ殺人は大きく二つのタイプに分類できることが示された。二つのタイプについては、身体的暴力を振るうケースは両タイプとも半数前後のケースで該当したという意味では、いずれも暴力性は高いといえる。しかし、タイプIIでは、殺害方法や殺害に至る過程での行動で、縛る、監禁、脅しなどが多くみられ、強姦・強制猥褻は明らかに多かった。その意味では、広い意味での暴力性に違いがあり、タイプIIの方が暴力的であった。しかも、タイプIIでは解体時に猟奇性が高く、性的部位の切除・損壊や屍姦・死体を用いての性的行為もより多くのケースでみられた。こうしたことから、本研究でのバラバラ殺人は「暴力性がさほど高くない」タイプ（タイプI）と、性的異常性も含んだ暴力性の高いタイプ（タイプII）に分類できるといえる。

この分類をRajs, et al. (1997)の分類と比較すると、本研究のタイプIIは、その猟奇性や性的色彩の濃さ、あるいは屍姦行為などを考えると、

Rajs, et al. (1997)の侮辱的・攻撃的タイプと屍姦的解体タイプに近いものと考えられることができる。しかし、本研究のタイプIがRajs, et al. (1997)の防衛的タイプ、あるいは攻撃的タイプに近いかという点必ずしもそうとはいえないと思われる。なぜなら、Rajs, et al. (1997)の分類のこれら二つのタイプは、分類の基準に動機を設定しているからである。本研究の場合、全ての判例で解体の動機が明確に特定されているわけではないため、動機を検討することはしなかった。ただ、動機が記述されている場合には、その多くが犯罪行為や被害者の身元の特定を妨害するためであった。こうしたことから、動機の点からすると本研究の多くは防衛的タイプに対応するといえるかもしれない。Rajs, et al. (1997)も、防衛的タイプが最も多いこと、渡邊と田村（1999）やSea et al. (2016)、Konopka, et al. (2007)も同様の指摘をしていることも、こうした可能性を示唆している。

本研究では、タイプIとIIをさらに細分化する試みも行った。その結果、タイプIはタイプA、Bの二つに分かれ、タイプIIがタイプC、D、Eの3つに分かれる可能性が示唆された。Rajs et al. (1997)の分類との対応づけは、これらについても可能である。タイプAは身体的暴力が少ないことを考えると防衛的タイプに近く、タイプBで攻撃性が高いことを考えると、攻撃的タイプに近いかもしれない。ただし、タイプBでは性的部位の切除・損壊がないという違いがある。この二つの下位タイプの違いを考えると、上述したタイプIの高い攻撃性はタイプBの攻撃性の高さによるものと理解できる。

タイプIIの下位タイプでは、タイプCが暴力的であるが、性的要素を含んでいないという特徴もっていた。そうであると、タイプBと同様に、攻撃的タイプに対応するかもしれない。それに対して、タイプDとEはいずれも性的要素が強い。ただ、タイプDでは、強姦や強制猥褻も認められ、かつ屍姦・死体を用いた性的行為が全ケースで認められるなど、Rajs et al. (1997)の侮辱的・攻撃的タイプに対応する可能性がある。しかも、タ

タイプDは、屍姦や死体を用いた性的行為を特徴とするため、侮辱的・攻撃的タイプの下位タイプである死体サディズムの殺人に近いとも思われる。なぜなら、Rajs et al. (1997)のこの下位タイプでも、屍姦衝動や死体を用いた性的行為が特徴として挙げられているからである。ただ、本研究のタイプDではサディズム的欲求が含まれているかは不明であるため、Rajs et al. (1997)の、同じ屍姦行為が認められる屍姦的解体タイプに対応する可能性も考えられる。

このほか、本研究の結果について以下のことが指摘できよう。

まず、被害者の多く(64%)が女性であることは女性が58.5%(性別判明ケースのうち)であるという渡邊と田村(1999)や、65%が女性被害者というKonopka et al. (2007)に近い。しかし、Rajs et al. (1997)やSea et al. (2016)、Häkkinen-Nyholm et al. (2009)では、女性被害者が少ないことが報告されているという違いもある。

一方、加害者-被害者関係では、面識が多いという結果は多くの研究で一致している(Rajs et al., 1997; 渡邊・田村, 1999; Konopka et al., 2007; Häkkinen-Nyholm et al., 2009; Sea, et al., 2016)。加害者と被害者が面識のある関係にあるならば、人間関係から捜査をされた場合には、容易に加害者自身に行き着く可能性が高いため、防衛的動機からバラバラ殺人行為に至るのは理解できる。また、そうした動機からの犯行が最も多いことも理解できる。とはいえ、渡邊(2004)が指摘するように、加害者、被害者の特徴は年齢などによって異なる可能性がある。その意味では、十分なサンプルを得て、加害者、被害者それぞれの属性に応じた分類が今後、必要となるかもしれない。

加害者の人格障害や精神病などの不適応との関連については、全体では、30.8%で何らかの記述がなされていた。しかし、タイプIとIIでは差がなく、29.2%と33.3%であった。Püschel & Koops(1987)でも、不適応症状を有していたのは26%であり、本研究に近い数値であった。その意

味では、バラバラ殺人行為を精神病や人格障害と結びつけて説明するには限界があるといえよう。一方、屍姦行為や性的サディズムについては、従来の研究のいくつかは精神病質(psychopath)との関連を論じている。しかし、性的サディズムについては、例数が少ないことから明確な結論は得られていない。ただ、精神病質者とサディズム的人格は正の相関があるともいわれている(Holt, Meloy, & Strack, 1999)。一方、Rosman & Resnick (1989)は、ネクロフィリアについて、その動機を「想いのままにできる、抵抗できない、拒否しないパートナーの所有」としている。そして、人格障害やアルコール依存、知的障害などはネクロフィリアに特有のものではないとしている。むしろ、ネクロフィリアをもつものは、女性からの拒絶などに対する恐怖が強く、自尊感情が低いとしている。こうした議論はRajs et al. (1997)の侮辱的・攻撃的タイプの分析結果とは異なるが、Rosman & Resnick (1989)は、ネクロフィリアとそうでない擬似ネクロフィリアなどとの比較を行っている点で興味深い。すなわち、対照群との比較をおこなっている。したがって、こうした議論は、十分なサンプル数と比較対照群を用いた今後の研究結果を待つしかないのが現状であろう。

以上、本研究で認められたバラバラ殺人のタイプは、従来言われてきた分類と部分的に対応する可能性が示された。しかし、分析した事例が39例と少ないため、統計的分析には限界がみられた。加えて、渡邊と田村(1999)が示すように、あるいは筆者の新聞記事を用いた分析結果が示すように、わが国におけるバラバラ殺人事件の発生頻度は本研究の事例よりもはるかに多い。そういった意味では、本研究結果はあくまで予備的なものと考えるのが妥当であろう。今後の研究による検証が期待される。

文献：

Bénézech, M., & Chapenoire, S. 2008 The frequency, organization and predictive factors

- of psychotic homicides: Report on three cases with coporal mutilation. *Annales Médico-Psychologiques*, 166, 558-568. (in French with English abstract)
- Canter, D. V. & Wentink, N. 2004 An empirical test of Holmes and Holmes's serial murder typology. *Criminal Justice and Behavior*, 31, 489-515.
- Dogan, K., H., Demirci, S., Deinz, I., & Erkol, Z. 2010 Decapitation and dismemberment of the corpse: A matricide case. *Journal of Forensic Science*, 55, 542-545.
- Häkkanen-Nyholm, H., Weizmann-Henelius, G., Salenius, S., Lindberg, N., & Repo-Tiihonen, E. 2009 Homeicides with mutilation of the victim's body. *Journal of Forensic Science*, 54, 933-937.
- Holt, S.E., Meloy, J. R., & Strack, S. 1999 Sadism and psychopathy in violent and sexually violent offenders. *Journal of American Academy of Psychiatry and the law*, 27, 23-32.
- 川端博 2007 刑法各論講義(第2版) 成文堂
喜入暁・久保田はる美・新岡陽光・越智啓太
2017 日本における連続殺人事件の類型と単一殺人事件との比較 心理学研究, 87, 633-643.
- Konopka, T., Strona, M., Bolechala, F., & Kunz, J. 2007 Corpse dismemberment in the material collected by the Department of Forensic Medicine, Cracow, Poland. *Legal Medicine*, 9, 1-13.
- Nunzio, D. N., Fulvio, C., Michele, V., & Cosimo, D. N. 2006 Dismemberment: A review of the literature and description of 3 cases. *The American Journal of Forensic Medicine and Pathology*, 27, 307-312.
- 越智啓太・木戸麻由美 2010 大量殺傷犯人の属性と犯行パターン(1) -日本における大量殺傷事件の類型 法政大学文学部紀要, 62, 113-124.
- Püschel, K., & Koops, E. 1987 Zerstückelung und Verstümmelung (2. Teil). *Archiv für Kriminologie*, 180, 88-100. (in German with English abstract)
- Rajs, J., Lundström, M., Broberg, M., Lidberg, L., & Lindquist, O. 1997 Criminal mutilation of the human body in Sweden- A thirty-year medico-legal and forensic psychiatric study. *Journal of Forensic Sciences*, 43, 563-580.
- Ressler, K., Burges, A. W., Hartman, C. R., Douglas, J. E., & McCormack, A. 1986 Murderers who rape and mutilate. *Journal of Interpersonal Violence*, 1, 273-287.
- Rosman, J. P., & Resnick, P. J. 1989 Sexual attraction to corpses: A psychiatric review of necrophilia. *The Bulletin of the American Academy of Psychiatry and the Law*, 17, 153-163.
- 作田明(監修) 2007 なぜ、バラバラ殺人事件は起きるのか?—殺人+死体損壊を生むころの闇を解き明かす 辰巳出版
- Sea, J., & Beauregard, E. 2016 Mutilation in Korean Homicide: An exploratory study. *Journal of Interpersonal Violence*, 31, 1-15.
- Sugiyama, S., Tatsumi, S., Noda, H., Yamaguchi, M., Furutani, A., Izumi, M., Wakatsuki, R., & Yoshimura, M. 1995 Investigation of dismembered corpses found during the past 10 years in Osaka. *Acta Criminologiae et Medicinae Legalis Japonica*, 61, 192-200.
- 龍田恵子 1995 バラバラ殺人の系譜 青弓社
- Türk, E. E., Püschel, K., & Tsokos, M. 2004 Features characteristic of homicide in cases of complete decapitation. *The American Journal of Forensic Medicine and Pathology*, 25, 83-86.
- 渡邊和美 2004 「バラバラ殺人」事件の犯人像
渡邊昭一(編) 捜査心理学 第9章, 115-132.
- 渡邊和美・田村雅幸 1999 バラバラ殺人事件の犯人像(上) -発生状況とその態様の変化 警察學論集, 52, 147-166.
- 渡邊和美・田村雅幸 2000 バラバラ殺人事件の犯人像(下) -類型別に見た犯人像 警察學論集, 53, 174-198.